

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 における核物質防護設備の機能の一部喪失事案に係る対応 区分の変更及び規制措置について

令和3年3月23日
原子力規制庁

1. はじめに

令和2年度第64回原子力規制委員会臨時会合（令和3年3月16日）において、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失事案に係る検査指摘事項の暫定的な重要度評価結果（重要度「赤」）及び深刻度（SL I）を決定し、同日（3月16日）、東京電力に対して、暫定的な重要度評価結果（重要度「赤」）を通知した、また、同会合において、本件とIDカード不正使用事案を一体のものとして取り扱うことを決定した。

3月18日に、東京電力から、上記に対する意見陳述の要望がないとの回答（別紙1）があったことから、本件の重要度評価結果が確定した。

これを受け、「原子力規制検査等実施要領」¹及び「安全重要度評価などに係る原子力規制委員会への報告及び了承について」²に従って行うこととなる東京電力に対する通知及びその際に東京電力に求める報告並びに今後の検査についてお諮りする。

また、東京電力に対する規制措置について、審議いただきたい。

2. 東京電力への通知

（1）重要度評価の決定及び対応区分の変更

東京電力柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護設備の機能の一部喪失事案に係る検査指摘事項の重要度評価は暫定評価のとおり決定したこと、及び東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子力規制検査に係る対応区分を第2区分³

¹ 令和元年原子力規制庁「原子力規制検査等実施要領」

² 令和元年12月18日原子力規制庁「安全重要度評価などに係る原子力規制検査への報告及び了承について」

³ 各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態

から第4区分⁴に変更したことを、別紙2により、東京電力に通知する。

(2) 報告要求

(1)の通知の際、併せて、別紙2により、東京電力柏崎刈羽原子力発電所の特定核燃料物質の防護のための業務に係る活動及びそれに関連する保安のための業務に係る活動に関する改善措置活動の計画の報告を求めるとしたい。

3. 今後の検査

東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子力規制検査に係る対応区分が、第4区分になったことに伴い、約2000人・時間を目安として追加検査を行うこととなる。

この追加検査の方針や体制については、別途、原子力規制委員会に諮ることとしたい。

4. 東京電力に対する規制措置

令和3年3月16日に評価結果を通知した東京電力柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能喪失箇所は復旧済みである。また、原子力規制庁からの指示により、新たに核物質防護設備の機能喪失が発生した場合には、実効性がある代替措置が講じられる体制になっている。

一方、東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子力規制検査に係る対応区分が第4区分に変わることを踏まえ、東京電力に対する規制措置を考える必要性について、ご審議いただきたい。

関係法令等については、参考2、参考3を参照されたい。

⁴ 各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態

(添付資料)

別紙 1 令和 2 年度原子力規制検査における指摘事項の暫定評価について (ご回答) 【公開】

別紙 2 通知文案 (原子力規制検査に係る対応区分の変更について (通知) 【公開】

参考資料 1 対応区分について 【公開】

参考資料 2 規制措置に係る関係法令 【公開】

参考資料 3 関連法令 【公開】